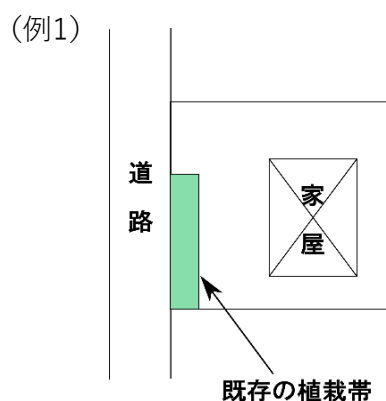
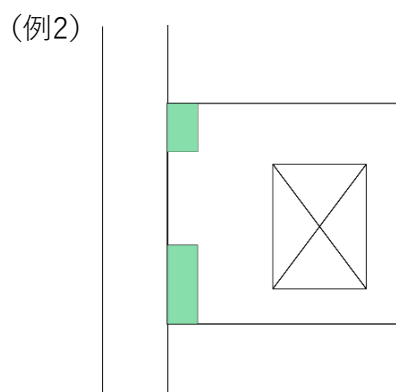


地区整備計画「かき又はさくの制限」における「植栽帯については、これを保全するものとする」規定の解釈及び取扱いについては、「みだりに植栽帯を撤去することは、地区計画に適合しない。ただし家族構成等の変化等に伴う駐車場スペースの増設その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない」とし、このようなケースにおいて届出がされた場合は、適合とすることとします。

(例1) のように配置されている既存の植栽帯については、保全すべきである旨を地区整備計画で定めていますので、原則、撤去等の改造等を行わないでください。



やむを得ない理由により植栽帯の改造等を行わなければならない場合は、(例2) に示すとおり、植栽帯が道路に面する延長が同等以上となるように、配置の変更を行うことができることとします。



(例2) で示す方法によっても目的が達することができない場合は、(例3) で示す通り、必要な限りにおいて植栽帯の一部(または全部)を撤去することができることとします。

